写

平成２６年

本　別　町　議　会
第１回　臨時会会議録

開　会　平成２６年2月6日

閉　会　平成２６年2月6日

本　　別　　町　　議　　会

平成２６年本別町議会第１回臨時会会議録

平成２６年２月６日（木曜日）午前１０時００分開会

○議事日程

日程第　１		会議録署名議員の指名
日程第　２		会期決定の件
日程第　３		諸般の報告
日程第　４		行政報告
日程第　５	議案第　１号	本別町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
日程第　６	議案第　２号	平成２５年度本別町一般会計補正予算（第１２回）について
日程第　７	議案第　３号	平成２５年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第４回）について
日程第　８	議案第　４号	本別町役場課設置条例の一部改正について
日程第　９	議案第　５号	本別町使用料条例の一部改正について
日程第１０	議案第　６号	本別町立へき地保育所条例の一部改正について
日程第１１	議案第　７号	本別町廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部改正について
日程第１２	議案第　８号	本別町営農用水道条例の一部改正について
日程第１３	議案第　９号	本別町簡易水道条例の一部改正について
日程第１４	議案第１０号	本別町公共下水道条例の一部改正について
日程第１５	議案第１１号	本別町個別排水処理施設条例の一部改正について
日程第１６	議案第１２号	本別町水道事業給水条例の一部改正について
日程第１７	議案第１３号	本別町国民健康保険病院使用料及び手数料徴収条例の一部改正について
日程第１８	議案第１４号	町有バス運行に関する条例の一部改正について
日程第１９	議案第１５号	非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正について
日程第２０	議案第１６号	十勝東北部障害程度区分判定審査会共同設置規約の変更について

○会議に付した事件

日程第　１		会議録署名議員の指名
日程第　２		会期決定の件
日程第　３		諸般の報告

日程第　４		行政報告
日程第　５	議案第　１号	本別町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
日程第　６	議案第　２号	平成２５年度本別町一般会計補正予算（第１２回）について
日程第　７	議案第　３号	平成２５年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第４回）について
日程第　８	議案第　４号	本別町役場課設置条例の一部改正について
日程第　９	議案第　５号	本別町使用料条例の一部改正について
日程第１０	議案第　６号	本別町立へき地保育所条例の一部改正について
日程第１１	議案第　７号	本別町廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部改正について
日程第１２	議案第　８号	本別町営農用水道条例の一部改正について
日程第１３	議案第　９号	本別町簡易水道条例の一部改正について
日程第１４	議案第１０号	本別町公共下水道条例の一部改正について
日程第１５	議案第１１号	本別町個別排水処理施設条例の一部改正について
日程第１６	議案第１２号	本別町水道事業給水条例の一部改正について
日程第１７	議案第１３号	本別町国民健康保険病院使用料及び手数料徴収条例の一部改正について
日程第１８	議案第１４号	町有バス運行に関する条例の一部改正について
日程第１９	議案第１５号	非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正について
日程第２０	議案第１６号	十勝東北部障害程度区分判定審査会共同設置規約の変更について

○出席議員（９名）

議　長	１２番　方　川　一　郎　君	副議長	１１番　林　　武　君
	４番　黒　山　久　男　君		５番　小笠原　良　美　君
	６番　山　田　鶴　雄　君		７番　方　川　英　一　君
	８番　笠　原　　求　君		９番　高　橋　利　勝　君
	１０番　阿　保　静　夫　君		

○欠席議員（２名）

２番　山　西　二　三　夫　君	３番　戸　田　　徹　君

○説明のため出席した者の職氏名

町長	髙橋正夫君	副町長	砂原　勝君
会計管理者	黒田　匡君	総務課長	大和田　収君
農林課長	工藤　朗君	保健福祉課長	吉井勝彦君
住民課長	千葉輝男君	建設水道課長	能祖　豊君
企画振興課長	川本秀二君	老人ホーム所長	井上松子君
国保病院事務長	毛利俊夫君	総務課長補佐	大橋堅次君
建設水道課長補佐	高橋　優君	教育長	中野博文君
教育次長	竹田　稔君	社会教育課長	安藤修一君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	鷲巣正樹君	総務担当主査	松本　恵君

（午前１０時００分）

◎開会宣告

○議長（方川一郎君）　ただいまから、平成２６年第１回本別町議会臨時会を開会します。

◎開議宣告

○議長（方川一郎君）　これから、本日の会議を開きます。

◎日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（方川一郎君）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定によって、阿保静夫君、方川英一君、及び黒山久男君を指名します。

◎日程第２　会期決定の件

○議長（方川一郎君）　日程第２　会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日１日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日１日間に決定いたしました。

◎日程第３　諸般の報告

○議長（方川一郎君）　日程第３　諸般の報告を行います。

報告第１号専決処分報告、平成２５年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第４回）について報告を求めます。

井上老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（井上松子君）　報告第１号専決処分報告。平成２５年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第４回）について、地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定により報告いたします。

予算書の１ページをお願いいたします。

歳入歳出予算補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ７万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億７，８１４万円とする内容であります。

３ページ、４ページをお願いいたします。

歳入ですが３款１項１目寄付金１節一般寄付金の７万円は、本別にお住まいの匿名で２万円、同じく本別にお住まいの匿名で５万円、以上２件の寄付金を受け入れたものであります。

歳出ですが、寄付者の意向により施設物品の購入に充てるものであります。

以上、専決処分報告といたします。

○議長（方川一郎君）　これで、報告済みといたします。

次に、報告第２号専決処分報告、平成２５年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第３回）について報告を求めます。

毛利国保病院事務長。

○国保病院事務長（毛利俊夫君）　報告第２号専決処分報告。平成２５年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第３回）について、地方自治法第１８０条第１項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定により報告いたします。

補正予算書の１ページをお願いいたします。

補正の内容は、第２条、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入では、第１款資本的収入第７項寄付金を４０万円増額補正し、資本的収入の総額を１億１，０１９万１，０００円とするものであります。

内容は、本別町西美里別３１９番地、○○○○○様から３０万円、本別町にお住まいの匿名の方から１０万円、以上２件の寄付金を受け入れたものでございます。

支出では、第１款資本的支出第３項投資を４０万円増額補正し、資本的支出の総額は１億３，８０５万４，０００円となりますが、寄付者の意向により医療施設等整備基金に積み立てることといたしました。

２ページ以降の補正予算実施計画及び補正予算説明書につきましては省略させていただきます。

以上、専決処分報告といたします。

○議長（方川一郎君）　これで、報告済みといたします。

次に、監査委員から平成２５年１１月分及び１２月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

次に、広報広聴常任委員会設置に伴い、１月１０日行われた委員会条例第８条第２項の規定による広報広聴常任委員会の正副委員長の互選の結果について報告いたします。

委員長に阿保静夫君、副委員長に黒山久男君と決定いたしました。

これで、報告済みといたします。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第４　行政報告

○議長（方川一郎君）　日程第４　行政報告を行います。

髙橋町長、御登壇ください。

○町長（髙橋正夫君）〔登壇〕　子ども未来課の設置について御報告させていただきます。

現在の保健福祉課は、町行政改革大綱に基づきまして、平成１７年度に当時の福祉課、総合ケアセンター、健康管理センターを再編し、幼児から高齢者、さらに健康づくりまでの保健福祉部門を総合的に進めることで、現在に至っているところであります。

近年、少子高齢化が急激に進む中で、本町は高齢者福祉や介護サービスなどは総合ケアセンターや地域包括支援センターを中心に一定の支援やサービスの充実を図ってまいりました。

そのような中で、国は、平成２４年８月に、全ての子どもの良質な成育環境を保障し、子どもや子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て関連３法を制定し、平成２７年４月から子ども・子育て支援制度がスタートすることになっております。

本町におきましても、第６次本別町総合計画で少子化対策が主要課題と位置づけておりまして、子育て支援策の強化と家庭や地域の子育て機能の充実など新たな対応が求められています。

このような状況において、平成２５年４月から保健福祉課内において、子ども・子育て支援策を総合的に推進するためには、幼児期から青少年まで一貫した政策の実現に向けた組織体制が重要であると考え、子ども部門の独立を柱とした検討を進めてきたところです。

また、保健福祉課内での検討経過をもとに、行政改革、組織、人事、給与制度検討部会での協議、行政改革推進本部会議、さらに行政改革推進委員会での協議を経て、子ども未来課を設置することといたしました。

今後は、子どもに関する業務を専門的に取り組み、子どもの施策を総合的に進めることで、子どもを産み育てやすい環境をつくり、子育て世代にとって魅力ある子育てしやすいまちづくりを目指すものであります。関係課との連携と調整を図りながら、子育て支援策を効率的に推進していきたいと考えております。

なお、子ども未来課につきましては本庁舎一階に設置をし、４月１日から業務を実施してまいります。

また、子ども未来課の設置により、保健福祉課内の社会福祉担当は総合ケアセンターへ移動しますが、これにより生活困窮者や独居高齢者、障がい者等の相談に広く対応するため総合相談体制の構築、さらに地域福祉の充実を図るために高齢者部門、介護保険、地域包括部門が同じフロアで業務を進めることで福祉部門の連携強化と一元

化が図られ、効率的で迅速な対応ができるものと考えております。

生活保護などの給付に伴うものにつきましては、役場庁舎内に臨時窓口の設置による対応とすることとし、町民の皆様には出来るだけ御不便をかけないように努力をしてまいります。

今後とも、事務事業の検証を行いながら、地方分権の進展や社会経済状況に対応できる体制づくりに努めてまいりますので、町民の皆様、議員各位の御理解と御協力をお願いするものであります。

なお、改正に伴います関係条例を今議会に提案しておりますので御審議いただきますようによろしくお願い申し上げます。

次に、消費税改定に伴います対応についての御報告をさせていただきます。

消費税率及び地方消費税率については、平成２６年４月１日に５パーセントから８パーセントに引き上げられることが閣議決定をされ、その後、総務省より消費税率の引き上げに伴う公共料金等の改定について、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として、平成２６年４月１日の消費税率の引き上げに向け、適切に対処される旨の通達があったところであります。

昨年１２月定例会の高橋利勝議員の一般質問にもありまして、本別町の方向について御答弁をさせていただいたところでありますが、その後、消費税改定に伴う関係課部局会議で最終調整し、１月２２日開催の使用料等審議会に諮問し答申をいただきました。その内容について報告させていただきます。

本町の消費税の転嫁につきましては、まず、消費税納税事業者となります企業会計及び特別会計につきましては、水道料金、営農用水道料金、簡易水道料金、公共下水道使用料、個別排水処理使用料並びに国保病院使用料及び手数料並びにし尿等処理手数料については、消費税の転嫁を行うこととしました。

また、体育館、公民館等の各種公共施設等使用料につきましては、行政改革による見直しが、平成２７年度に予定されていますことから、これに合わせて検討してまいりたいと思っています。今回は、転嫁を行わないことといたしました。

また、ごみ処理手数料につきましても、池北三町行政事務組合におきまして、次期の平成２７年１０月に合わせて検討することとし、さらに各種検診料についても平成２７年１０月の改正時に見直すことにいたしました。

学校給食費につきましては、食材料費相当分のみを負担していただいておりますので、３パーセント分の引き上げを行うこととしております。

なお、今回の消費税転嫁による町民への影響額ですが、水道料金及び下水道使用料を合わせて約７２８万８，０００円、し尿処理等手数料で約３７万９，０００円、病院事業で約１７５万３，０００円となり、合計で約９４２万円の影響額を試算しているところであります。

また、国は、消費税率引き上げによります影響緩和対策として、低所得者に対し臨

時福祉給付金、子育て世帯に対し子育て世帯に対する臨時特例給付金を実施しますが、本町といたしましても低所得者、子育て対策を強化してまいります。

今回の改定は、消費税の円滑な適正な転嫁を基本とし、町民負担及び町財政の影響等を考慮したものであり、町民の皆様、議員各位の御理解と御協力をお願いするものであります。

なお、改正に伴います関係条例を今議会に提案しておりますので、どうぞ御審議をいただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

次に、国民健康保険税に係る還付加算金の未払いについての報告をさせていただきます。

昨年末に税の還付に伴います還付加算金の不適切な取り扱いが新聞報道され、本町においても調査をいたしましたところ、住民からの異動届け等によって発生した国民健康保険税の還付金に伴う還付加算金が一部未払いとなっていることが判明いたしました。

税の還付加算金とは、何らかの理由で納め過ぎた税金を納税者にお返しする際の利息的なもので、国民健康保険税では被保険者が社会保険に加入、また、所得が減額となる所得更正により、国民健康保険税を還付する際に発生する場合があります。

このたびの未払いの件につきましては、これらの理由により本税を還付する際、還付加算金の計算の起算日を当該国保税の納付日の翌日と定められているものを、届け出の日の翌日という誤った解釈をしていたため生じたものであります。

対象となりますのは、平成１８年度から平成２４年度までに還付した国民健康保険税に伴う還付加算金３１件２０万９，８００円で、これらの内訳は、被保険者からの社会保険等への加入による異動の届け出が遅れたことによるものが１２件で、そのうち遅れた期間が１年未満のものが３件、１年以上２年未満が３件、２年以上３年未満が３件、３年以上４年未満が２件、５年以上が１件となっておりまして、所得更正等によるものが１９件となっております。

なお、本別町国民健康保険条例では、世帯の中で保険の異動があった場合は速やかに届け出て被保険者証を返還しなければならないと定められており、町では被保険者証の更新時にその旨を記載したパンフレットを同封して周知をしているところです。

また、事業所からの届け出等も情報源にしながら、異動がありそうな方には電話連絡をするなど努力をしているところではありますが、被保険者からの届け出がなければわからない部分が多くあります。

還付加算金の未払いとなっております対象者の方々には、大変御迷惑をおかけいたしましたことをお詫び申し上げますとともに、法令に従って速やかに加算金の支払いの手続きを行ってまいります。

今後は、職員間で法令について熟慮し、被保険者への届け出義務を周知徹底するなど、再発防止に向けて最善の努力をしてまいりたいと考えております。

なお、関連補正予算を今臨時会に提案しておりますので、よろしく御審議をお願いを申し上げます。

以上、第１回臨時町議会行政報告とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（方川一郎君）　これで、行政報告を終わります。

◎日程第５　議案第１号

○議長（方川一郎君）　日程第５　議案第１号本別町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君）　議案第１号本別町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、本条例提案の意図について、内容の説明の前に御説明をさせていただきます。

現在、東日本大震災により甚大な被害を受けました被災市町村では、深刻な復旧、復興事業に係る職員不足が深刻化しております。

このような中、東京都は、いち早くこの任期付職員の採用制度を活用し、被災地に職員を派遣し支援を行っております。その後、既に北海道を始め、他府県及び各市町村においてもこの制度を活用した復興支援を行っているところであります。

昨年、宮城県南三陸町からの要請により、役場退職者１名が、昨年６月から本年３月までの期間、復旧、復興に向けての支援活動をしておりますが、現在の身分は南三陸町の任期付職員として職務に就いております。

しかしながら、他の派遣職員との勤務条件が違う課題が明らかになってきたころから、今回、この条例案を提案するものであります。

また、本年１月６日付けで、南三陸町、佐藤町長から、現在、復旧、復興事業の推進に現在３００名体制で取り組んでおりますが、うち１００名が自治体からの派遣職員となっており、平成２６年度についても、２４職種、１５０名の職員が依然として必要であり、引き続き職員の派遣及び新たな派遣の要請がきております。

さらには、中長期の職員派遣の要請の多くは、技術系職員に対するもので、土木、建築技術職が占めており、被災市町村にとっては、少しでも早く復旧、復興を進めるために、即戦力となる実務経験者の派遣が望まれているところであります。

本町といたしましても、地方分権の進展や、構造改革特区制度等における地方公共団体の要望を受け制定されました地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づく本制度を導入いたしまして、勤務条件等の改善を図り、退職職員等が働きやすい環境をつくることで、人材を確保し復旧、復興に向け支援を進めていくものでございます。

また、被災地支援に加え、本町において大規模災害が発生した場合、復旧、復興に要する人的確保が重要課題となることが想定され、条例化を図ることで危機管理対策の有効な手段の一つとしてなり得るものと考えております。

条例の内容は、先進自治体の条例等を参考に、法が条例に委任しているすべての事項を網羅し定めておりますが、当面の間は、東日本大震災の被災地、特に南三陸町への派遣に対してのみ本制度の適用を行う予定にしております。

続きまして、条例の内容についての御説明をさせていただきます。

本条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、専門的知識、経験を有する者等の任期を定めて採用するため、法が条例に委任している事項を定めるものでございます。

それでは、制定条文に沿って説明し、提案にかえさせていただきます。

なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町一般職の任期付職員の採用等に関する条例。

趣旨。

第１条、この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成１４年法律第４８号。以下「法」という。）第３条第１項及び第２項、第４条、第５条、第６条第２項並びに第７条第１項及び第２項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用等に関し必要な事項を定めるものとする。

第１条は、法律に基づき任期付職員制度を活用し、行政経験者、民間経験者を任期付職員として採用し、地方自治法に基づき被災自治体への派遣を推進し、また本町の大規模災害に備える事項を定めております。

職員の任期を定めた採用。

第２条、任命権者は、高度の専門的な知識経験または優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的知識経験または優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

第２項、任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

第１号、当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を確保することが一定の期間困難である場合。

第２号、当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者

が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合。

第３号、当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を確保することが一定の期間困難である場合。

第４号、当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合。

第２条は、任期付職員を採用することができる条件を述べております。

第１項は、高度の専門的な知識経験をまたは優れた識見を有する者を一定期間活用して業務を遂行するためということで規定をしております。

第２項第１号から第２号では、専門的知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するが、その適任者の確保が一定期間困難な場合等に任期を定めて採用することができること。

第３号は、任期に定めのない職員、これは一般職となりますが、一定の期間、他の業務に従事させるため、その職員のかわりに専門的な知識経験を有する者を確保することが一定期間困難な場合に任期を定めて採用することができること。

第４号は、民間での実務経験を通じて持っている専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合に任期を定めて採用することができるよう規定しております。

第３条、任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

第１号、一定の期間内に終了することが見込まれる業務。

第２号、一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務。

第２項、任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

第３条も、任期付職員を採用することができる条件を述べております。

公務の能率的な運営を確保するために一定期間に終了することが見込まれる場合、一定期間に限り業務量の増加が見込まれる場合等に、任期を定め採用することができるよう規定しております。

短時間勤務職員の任期を定めた採用。

第４条、任命権者は、短時間勤務職員（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）を前

条第１項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には､短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

第２項、任命権者は、前項の規定によるほか、町民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、もしくは繁忙時における提供体制を充実し、またはその延長した提供時間もしくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

第３項、任命権者は、前２項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

第１号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第４号）第１５条に定める介護休暇の承認。

第２号、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第１９条第１項の規定による承認。

第４条は、第３条第１項または第４条第２項に基づき採用された業務に従事させる場合や、住民サービスの提供時間を延長する場合には短時間勤務の職として任期を定め採用することができるよう規定しております。パート、介護休暇、育児休暇などの場合となっております。

任期の特例。

第５条、法第６条第２項に規定する条例で定める場合は、第３条第１項第１号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えてさらに一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により第３条または前条の規定により任期を定めて採用された職員または短時間勤務職員（以下「任期付職員」という。）の任期を延長することが必要な場合で第３条または前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合とする。

第５条は、第３条第１項または第４条第２項に基づき採用される職員の任期は３年を超えない範囲内とされておりますが、その特例として、公務の能率的運営を確保するために必要な期間の見込みが３年を超えることが明らかな場合は、法律の規定に基づき５年を超えない範囲内とするものでございます。

任期の更新。

第６条､任命権者は、第２条から第４条の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

第６条は、それぞれの職について、任期の上限を定め、その範囲内において任期を更新することができるよう規定を定めております。

任期付職員の給料。

第７条、任期付職員に、職員の給与に関する条例（昭和２６年条例第４号。以下「給与条例」という。）別表第１及び別表第２再任用職員以外の職員の項に定める給料を支給する。ただし、第４条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員にあっては、当該短時間勤務職員の勤務日数及び勤務時間を考慮し、別に定める給料を支給する。

第２項、任命権者は、任期付職員の号給または給料の額を、その者が従事する業務に応じて給与条例別表第３に定める基準により決定する。

第７条は、それぞれの職について、給料についての規定を定めておりますが、経験年数及び年齢等を勘案する中で、給料の格付けにおいて決めていきたいと考えております。

給与条例の適用除外等。

第８条、給与条例第４条、第８条から第９条の２、第９条の５、第１４条の３及び第１５条の２の規定は、任期付職員には適用しない。

第８条は、それぞれの職についての給与の適用除外を定めております。初任給、昇格、昇給等の基準、扶養手当、管理職手当、特地勤務手当、管理職員特別勤務手当、寒冷地手当を任期付職員については適用しない規定を定めております。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第１号本別町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についての提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君）　これから、質疑を行います。

阿保静夫君。

○１０番（阿保静夫君）　冒頭の説明では、当面は南三陸町のみを限定しての職員だというふうに言われたというふうに思います。

それで、今、条文ずっと説明いただいた中で、こういう場合に任命しますよという項目がずっと続いていて、それぞれの厳密な区別はつかないのですけれども、本町としては、南三陸町へ派遣する職員を今度新しく設ける任期付職員ということでやるという方針ということですので、今説明された条文の中で主にどの条文が適用されていくのかということが一つ、伺いたいと思います。

それから、以前、南三陸などの災害に職員を派遣した場合に、国のほうで、その分かその一部かちょっとわかりませんが、補助があるというふうに聞いております。それで、今回本町は南三陸を限定した派遣の職員だということですから、その部分が今後関連してくるのかどうなのかを伺いたいというふうに思います。

それから第８条の任期付職員には適用しないという部分で、管理職手当等はわかる

のですけれども、南三陸が寒冷地かどうかわかりませんが、手当の中で一般職としてつけているような手当が幾つか外されるように受けとめたのですけども、それは期間が短いからという理由とかいろいろあるかもしれませんけども、実際の職員採用においての、厳密にいえば差が出てくるのかというふうに思うのですけども、その点について、もう一度説明を伺いたいと思います。

○議長（方川一郎君）　答弁、大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君）　お答をしたいと思います。

まず、１点目の南三陸町の派遣についての条例のどの部分かということだと思います。第２条第２項第２号の部分で、この部分で当該専門的知識を業務に必要な部分、そして一定期間限られた場合という部分で､この項に合わせて派遣を考えております。

それから給料の関係で、国のほうから補助金が入ってくるのではないかという御質問ですけども、地方自治法に基づきまして職員を派遣する予定をしております。

この場合、本町で一度、本町の職員ですので、うちのほうから派遣職員に給料等、出張等をお支払をいたします。そして年度末に、そのかかった経費を被災地のほうに請求をいたしまして、最終的には南三陸町から本町のほうに、その経費をかかった部分を全額いただくと、そういうことを予定しておりますので、本町の負担はないと考えております。

あと、南三陸町につきましては、復興庁からの補助金制度がありますので、それで派遣職員の手当等は賄えるものというふうに考えております。

それから、第８条の適用除外についての御質問かと思います。

これにつきましては、基本的には国、北海道で行っております再任用制度に準じて定めております。これにつきましても国からの指針により適用除外というふうになっております。そういう形で今回この条例を合わせまして適用除外とさせていただいております。以上です。

○議長（方川一郎君）　阿保静夫君。

○１０番（阿保静夫君）　今、考えている派遣が第２条の２項の２号に基づくものだということは了解しました。

４号ということになりますか、次のページで、いわゆる民間での、民間出身の任期付職員の採用をという項目だと思うのですけど､（４）というのは。それは本町では考えないというか、多分、南三陸との関係でいえば、そちらからのこういう職員をという要請にこたえるということだとは思うのですけれども、専門技術となるとそういうことも、民間ということも考えうるのかと思うのですけれども、それは今回は想定していないということでよろしいですか。

○議長（方川一郎君）　答弁、大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君）　現在のところは、民間の方を採用しないで現在の職員、もしくは退職した中からということです。

この条例は､行政経験者､民間経験者もあわせて採用できるふうになっております。

今回の部分については、適任者を公募等で選考することになりましたけども、その中で役場関係者、ＯＢの方が適任者ということで進めていきたいと思っております。

○議長（方川一郎君）　答弁、砂原副町長。

○副町長（砂原　勝君）　私から若干補足をして答弁させていただきます。

この条例の目的そのものは、行政経験者、それから民間経験者の方を登用して目的を達しましょうというのが条例の趣旨でございまして、当面は、今派遣しているのが役場ＯＢでございますけども、これから、役場ＯＢだけで対応は難しいだろうと考えておりますから、この後、募集等、選考に入るわけですけども、その中では民間も含めてそういう方がいれば応募をしていただいて、私どもで選考させていただく、その際には、南三陸町のほうからも要請きておりますので、どういう職種で、どういう方が派遣と一致するかどうか含めて調整しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（方川一郎君）　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第１号本別町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第１号本別町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第６　議案第２号

○議長（方川一郎君）　日程第６　議案第２号平成２５年度本別町一般会計補正予算（第１２回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君）　議案第２号平成２５年度本別町一般会計補正予算（第１２回）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、好循環実現のための経済対策に伴う国の補正予算（第１号）による追加、パソコンサポート終了に伴う備品購入、常設保育所の０歳児から１歳児受け入れ増加に伴う保育所改修工事及びその他緊急を要するものが主な内容であります。

それでは予算書の１ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３億１，９７７万８，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７７億８，２４０万５，０００円とするものであります。

事項別明細書の説明の前に、国の補正予算による追加事業の概要を説明させていただきます。

別添、予算説明資料で、本日、配布させていただきました好循環実現のための経済対策に基づき実施する事業の一覧表を御覧になってください。

申請事業は、農業基盤整備促進事業以下、一般会計３事業で、事業費総額は１億７，５９６万５，０００円、財源内訳は、国庫支出金７，３２２万５，０００円、地方債６，９１０万円、一般財源は３，３６４万円であります。

左側から、予算書のページ数、予算科目、事業名等を記載しておりますが、ここの表の説明は省略させていただきます。

それでは、予算書に戻りまして、事項別明細書により説明をさせていただきます。

７ページ、８ページをお開きください。

２、歳出でございますが２款総務費１項総務管理費１目一般管理費６５万９，０００円の補正は、先ほど議決をいただきました任期付き職員の給与等を計上したものです。

１３ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

次の７目交通防災対策費１８節備品購入費１２万６，０００円の補正は、パソコン１台及び下段の１０目電算事務処理費１８節備品購入費７６５万２，０００円の補正は、パソコン６０台を購入するもので、いずれも本年４月８日で、ＷｉｎｄｏｗｓＸＰのサポート終了に対応するものであります。

１４目基金費２５節積立金８３万円の補正は、産業振興基金に１０万円、個性あるふるさとづくり基金に７３万円を、それぞれ指定寄付金により積み立てるものでございます。

次の３款民生費３項児童福祉費３目常設保育所費２７１万１，０００円の補正は、平成２６年度に０歳児及び１歳児の増加が見込まれるため、乳幼児室のトイレ及び手洗い機器等の改修工事、児童用机等を購入するものです。

次の４款衛生費１項保健衛生費１目保健衛生総務費１９節負担金補助及び交付金２２万５，０００円の補正は、不妊治療を申請される方の増加が見込まれるためであり

ます。

次の６款農林水産業費１項農業費５目農地費１３節委託料及び１５節工事請負費、次のページ、１９節負担金補助及び交付金の補正は、農業基盤整備促進事業を国の経済対策として前倒しをして実施するもので、別添予算説明書の１ページをお開きください。

右側の事業説明ですが、国の平成２５年度補正予算で、事業内容は、明渠排水調査設計委託、延長３９０メートルで、事業費は５５０万円、明渠排水工事は西勇足で、延長１３０メートル、事業費１，９５０万円、共栄で、延長２６０メートル、事業費１，６５０万円、北海道土地改良事業団体連合会負担金３万７，０００円であります。

左側の事業費、補正額４，１５３万７，０００円で、財源内訳は、国庫支出金２，０３５万円、地方債１，６６０万円、一般財源は４５８万７，０００円であります。

以下、この資料での説明は省略いたします。

予算書の９ページ、１０ページをお願いいたします。

上から２段目８款土木費２項道路橋りょう費２目道路維持費１１節需用費４２万９，０００円の補正は、道路の安全対策に係る経費を補正するものです。

次の４目橋りょう維持費１３節委託料７５０万円及び１５節工事請負費１億２，２５０万円の補正は、橋梁長寿命化事業を前倒しをして実施するものです。

別添予算説明資料の３ページをお願いいたします。

右側の事業説明ですが、事業内容は、黎明橋の橋梁補修調査設計委託料７５０万円、幸栄橋橋梁補修工事１億２，２５０万円であります。

左側の事業費、補正額１億３，０００万円で、財源内訳は、国庫支出金８，４５０万円、地方債４，０９０万円、一般財源は４６０万円であります。

以下、この資料での説明は省略させていただきます。

予算書の９ページ、１０ページをお願いいたします。

次の５項住宅費１目住宅管理費１１節需用費５４万５，０００円の補正は、新町団地１棟２戸分の屋根の老朽化によりふきかえを行うものです。

次の２目公営住宅建設費１２節役務費２１万１，０００円、１５節工事請負費１億３，３６８万３，０００円及び２２節補償補填及び賠償金５３万４，０００円の補正は、栄町公営住宅の建替事業及び向陽町公営住宅の改善事業を国の経済対策として前倒しをして実施するものです。

予算説明資料９ページをお願いいたします。

栄町団地公営住宅整備事業ですが、国の平成２５年度補正予算で、右側の事業説明ですが、木造平屋建て１棟４戸、面積３１９．８３平方メートル、駐車場整備４台、排水延長４７．１８メートル、ごみ置き場１カ所、菜園、面積２２７．０４平方メートル、移転助成２件で、左側の事業費、補正額７，６２４万４，０００円、財源内訳は、国庫支出金３，１６４万４，０００円、地方債３，１５０万円で、一般財源は１，３１０万円

であります。

次に、この予算説明資料１１ページをお願いいたします。

向陽町団地公営住宅整備事業ですが、これも国の平成２５年度補正予算で、右側の事業説明ですが、コンクリートブロック造り平屋建て１棟４戸、面積１９３．０５平方メートル、移転助成４戸で、左側の事業費、補正額５，８１８万４，０００円、財源内訳は、国庫支出金２，１２３万１，０００円、地方債２，１００万円で、一般財源は１，５９５万３，０００円であります。

以下、この資料での説明は省略させていただきます。

予算書に戻りまして、９ページ、１０ページをお願いいたします。

下段、１０款教育費１項教育総務費２目事務局費９節旅費２６万７，０００円及び４目諸費１９節負担金補助及び交付金１６万９，０００円の補正は、いずれも道立特別支援学校誘致に伴うものであります。

次のページ、５項社会教育費３目図書館費１８節備品購入費２０万円の補正は、指定寄付金により館内の図書を購入するものです。

以上で、歳出を終わりまして、次に歳入を説明いたします。

５ページ、６ページにお戻りください。

１０款１項１目地方交付税５，１０２万３，０００円の増額は、歳入歳出の差額分を計上したものであります。

１４款国庫支出金２項国庫補助金４目土木費国庫補助金１節道路橋りょう費補助金８，４５０万円の補正は、歳出で説明いたしました橋梁長寿命化事業に対する補助金、３節住宅費補助金５，２８７万５，０００円の補正は、歳出で説明いたしました栄町団地公営住宅建替事業及び向陽町団地公営住宅改善事業に対する補助金、６目農林水産業費国庫補助金２，０３５万円の補正は、歳出で説明しました農業基盤整備促進事業に対する補助金であります。

１７款１項１目寄付金１節総務費寄付金８３万円の増額補正は、産業振興基金として、千葉県千葉市にお住まいのロイヤルリース株式会社、代表取締役、○○○○様から１０万円、個性あるふるさとづくり基金として、本別町にお住まいの匿名で５万円、本別町美里別西中にお住まいの○○○○○様から３０万円、札幌市にお住まいの匿名で５万円、徳島県小松島市にお住まいの○○○○様から３万円、帯広市にお住まいの○○○○様から１５万円、本別町にお住まいの匿名で１０万円、東京本別会会長○○○○様から５万円、４節教育費寄付金２０万円は、図書購入費として、南２丁目にお住まいの○○○様からの指定寄付金でございます。

２１款１項町債３目土木債９，３４０万円の補正は、歳出で説明いたしました、道路橋りょう整備事業、栄町団地公営住宅建替事業及び向陽町団地公営住宅改善事業１１目農林水産業債１，６６０万円の補正は、農業基盤整備促進事業に対する地方債であります。

以上で、歳入を終わりまして、４ページをお開きください。

第２表、地方債補正でありますが、１、追加。

起債の目的。一般補助施設整備等事業、限度額１，６６０万円。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、現行と変わりありません。

２、変更。

これは、事業の追加により限度額を変更するものであります。

起債の目的。

公共事業等７，６７０万円を１億１，７６０万円に、公営住宅建設事業３，１５０万円を８，４００万円にそれぞれ、変更するものであり、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

以上、平成２５年度本別町一般会計補正予算（第１２回）の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君）　これから、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出、地方債補正一括とします。

高橋利勝君。

○９番（高橋利勝君）　３点について、お伺いします。

１点目は８ページの任期付職員の給与の関係なのですけど､この内訳といいますか、額にしてはそんなに大きな額ではないですから、これは追加ということなのか、どういう対処でこういう金額になるのかということをまずお伺いをしたいと思います。

それと２点目１０ページの橋梁長寿命化事業、調査設計含めてですが、橋梁の老朽化というのは、今新聞等でも指摘をされているように大変、全道的にも十勝管内でも非常に老朽化が進んでいるということで指摘をされています。その意味では、今回のこの事業というのは、そういった指摘を含めてどういった考え方で行われるのかということについて、まずお伺いをしたいと思います。

それと２点目につきまして、今回の補正後で幸栄橋の橋梁補修工事というのが行われることになっています。この幸栄橋については既にマスコミ、新聞等にも載ったように橋がくの字形になっているとか何とかというような、そういう報道があったわけですが、そういった点が全面的に解消されるということなのかどうかお伺いします。

それと、もう１点は、この補正後に黎明橋というのが設計委託がされるわけですけども、その後の橋梁補修工事というのに入っていませんけども、その辺の関係についてお伺いをしたいと思います。

○議長（方川一郎君）　答弁、大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君）　私のほうから、一般管理費の給料等についてのお答をしたいと思います。

任期付職員の２月、３月分を計上しております。給料につきましては、現在の給料

と向こうの現地の給料等を参考にしながら給料を定めさせていただいております。以上です。

○議長（方川一郎君）　答弁、能祖建設水道課長。

○建設水道課長（能祖　豊君）　お答をいたします。

まず２点目の老朽化ということで、今後どのような考え方で進んでいくかという質問でございますが、まず、長寿命化ということで検討をしてございまして、今後、長寿命化に基づいた中で、今後修繕等をやっていくというふうに考えてございます。長寿命化の修繕につきましては、１７橋予定をしてございまして、また、平成２８年に再度委託をかけまして、その橋の状況等を確認いたしまして今後、修繕等を行っていきたいと。この委託につきましては、また再度、５年後ですか、２８年にやりまして、次は３３年にそういう全基を長寿命化の計画で委託をかけて橋の状況をみながら修繕等を検討していきたいということでございます。

次の幸栄橋でございますが、今回、幸栄橋の補修工事の予定をしてございますが、これにつきましては、架設で桁を持ち上げまして、そこの橋台を打ちかえるということでございまして、それを工事しますと完全にくの字の状況も解消されるということでございます。

３点目の黎明橋でございますが､これにつきましても長寿命化で委託をかけた中で、黎明橋につきましては橋台と桁の間に敷設しています支承という部分がございますけども、これは、桁を直接橋台に乗せるのではなくて、多少、剛性のあるもの、耐震性だとかそういう桁の剛性部分を多少軟らかく吸収できる部分でございますが、それの取りかえ等をやるようなことで今回、実施設計の委託をかける予定でございます。

○議長（方川一郎君）　高橋利勝君。

○９番（高橋利勝君）　橋梁の関係ですけど、老朽化対策ということで、今、それぞれ５年ごとにというお話がありまして、先日の新聞報道でもみますと本別町というのは、非常に古い橋が多かったような気もいたしますので、必ずしも古いから老朽化が進んでいるかどうかというのはわからないわけですけど、全体的に、そういう管内の状況をみると古い橋が多かったという意味ですが、そういった老朽対策というのは、どちらかというと、そういう古い橋からやるという、そういう考え方なのか、その辺について、まず１点お伺いしたいと思います。

それと、黎明橋の部分については、調査委託はわかったのですが、ということは実施する補修するのは来年度に補修するという、そういう意味なのかどうか、その辺についてお伺いします。

○議長（方川一郎君）　答弁、能祖建設水道課長。

○建設水道課長（能祖　豊君）　お答をいたします。

工事につきましては、古いものから順ということではなくて、その長寿命化で橋を全部点検をしまして、そういう部分で、よりリスクのあるといいますか、そういう部

分から工事をするということでございます。

それと黎明橋でございますが、２６年度予算で今年度前倒しで委託を実施しますが、工事につきましては２７年度を予定しております。以上です。

○議長（方川一郎君）　高橋利勝君。

○９番（高橋利勝君）　黎明橋、２７年度ということですが、調査設計するということは、それなりの理由があるわけですよね。それで、その設計以降、２６年、２７年ということで一年以上あとということになるのですが、その辺は大丈夫だからそうするのでしょうが、その辺のところを期間があるというのは、そういう意味では、早急にやる必要はないという考え方なのかどうかお伺いをします。

○議長（方川一郎君）　答弁、能祖建設水道課長。

○建設水道課長（能祖　豊君）　先ほども申しましたが、その黎明橋につきましては、支承部分の取りかえということでございますので、支承というのは、剛性的な部分を多少和らげるという、そういうことでございますので、安全性には問題がございませんので、一年たちましても支障はないというふうに考えております。

○議長（方川一郎君）　ほかにありませんか。

林武君。

○１１番（林　武君）　１０ページの１５節工事請負費の件で、ちょっとお伺いしたいのですが、栄町と向陽団地の事業が７，５９０万円、５，７７８万円ということで計上されておりますが、これは説明からいきますと前倒しで今回予算を計上しましたということでありますよね。それで、５，０００万円以上ですから当然、議会の議決が必要という。それで、３月以降に入っていくということになりますと、年度内の事業は非常に難しいのかなという感じを受けます。それで、一応、町側として計上するときに考えておられる工程というのでしょうか、いつこれをして、いつこうなって、事業はいつこうなっていくという、その工程についてお伺いしたいと思います。

○議長（方川一郎君）　答弁、能祖建設水道課長。

○建設水道課長（能祖　豊君）　お答をいたします。

当然、設計等ございまして、また、工事も相当期間かかりますので、繰り越しをさせていただきまして、５月ぐらいの発注、そして６月議会で承認をいただきまして、そのあと着工というようなことになると思います。以上です。

○議長（方川一郎君）　答弁、砂原副町長。

○副町長（砂原　勝君）　これだけの事業費でございますから、地域経済を考えると、基本的にやはり早く執行するのがベターだと考えております。

そして、予算上は早く執行するために工事請負費の上に役務費がございますけども、確認申請と設計の性能評価については、あえて今回補正をさせていただいて、できるだけ早く執行していきたいと、基本的に考えております。

そして今、６月定例会が担当課長からちょっと出ましたけども、私どもは、体制が

整えば臨時議会等も視野に入れながら対応させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（方川一郎君）　林武君。

○１１番（林　武君）　繰越明許になるということは、日程からみてそうなるのかなと、このように思いますけども、年度末というのは、私いつもお話しするのですけども、年度末だとか年末だとかというのは、事業者にとっては非常の大きな資金繰りの大事なときであります。年度内に、いわゆる契約が例えば仮契約でもできれば金融機関に対して次年度の融資の関係は非常に楽になっていくという、これはもう大きな経済効果があるものですから、いつも申し上げているとおりでありますけども、その辺、今副町長が言われるように、経済波及効果が非常に大きな事業でありますので、早急に取り組んでまいるということも含めて再度、答弁を願いたいと思います。

○議長（方川一郎君）　答弁、砂原副町長。

○副町長（砂原　勝君）　これは国の補正予算を受けての前倒し事業でございますけども、国との関係もございまして、その執行の手順等については、そことも整合性を取りながら進めていきたいと考えております。

ただ、先ほども申し上げましたけども、国の補正の目的が地域の経済の活性化という大きな目的がございますから、工事の発注については一日も早くなるように努力をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（方川一郎君）　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第２号平成２５年度本別町一般会計補正予算（第１２回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第２号平成２５年度本別町一般会計補正予算（第１２回）については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩宣告（午前１１時１０分）

再開宣告（午前１１時２５分）

○議長（方川一郎君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第７　議案第３号

○議長（方川一郎君）　日程第７　議案第３号平成２５年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第４回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

千葉住民課長。

○住民課長（千葉輝男君）　議案第３号平成２５年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第４回）につきまして、提案内容の説明をさせていただきます。

予算書の１ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４５万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１３億６，１０５万３，０００円とする内容でございます。それでは、歳出から事項別明細書により説明させていただきます。

５ページ、６ページをお開きください。

２、歳出ですが、１０款諸支出金１項償還金及び還付加算金１目一般被保険者保険税還付金４５万円の補正は、先ほど行政報告をさせていただきました国民健康保険税に係る還付加算金の未払い分と、今後保険の異動等によって生じる国民健康保険税分及び還付加算金分を合わせた４５万円を想定いたしまして増額いたしたものでございます。

次に、３ページ、４ページにお戻りください。

歳入ですが、１款１項国民健康保険税１目一般被保険者国民健康保険税４５万円の増額補正は、一般被保険者に係る国民健康保険税分です。

以上、議案第３号平成２５年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第４回）の提案説明にかえさせていただきます。

よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（方川一郎君）　これから、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第３号平成２５年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第４回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第３号平成２５年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第４回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第８　議案第４号

○議長（方川一郎君）　日程第８　議案第４号本別町役場課設置条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君）　議案第４号本別町役場課設置条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

国の子ども・子育て支援制度に対して総合的に推進するため、さらには第６次本別町総合計画に基づき機構改革の見直しを行うため、本条例の一部改正が必要となり提案するものであります。

改正の内容につきましては、先ほど行政報告をさせていただいておりますが、現在の保健福祉課から子ども、子育て部門を独立させ、新たに子ども未来課を設置するものであります。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。

なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町役場課設置条例の一部を改正する条例。

本別町役場課設置条例（昭和３０年条例第８号）の一部を次のように改正する。

第１条中「地方自治法」を「地方自治法（昭和２２年法律第６７号)」に改める。

第２条中「総務課、建設水道課、保健福祉課、住民課、農林課、企画振興課」を「総務課、建設水道課、保健福祉課、住民課、農林課、企画振興課、子ども未来課」に改める。

附則。

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

以上、議案第４号本別町役場課設置条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君）　これから、質疑を行います。

高橋利勝君。

○９番（高橋利勝君）　新しく設置される子ども未来課の機構といいますか、人員配置とか、そういう職制とかそういうのはもう既に決まっているのでしょうか。どういう体制になるか、もし決まっていればお伺いをしたいと思います。

○議長（方川一郎君）　答弁、吉井保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉井勝彦君）　お答をします。

人員の配置につきましては、人事の関係もありますけども、業務に支障をきたさないような形で行いたいと考えておりますし、課長、課長補佐、担当職員の体制を含めて、今後の業務量によりその体制の検討が必要と考えております。

機構のほうですけども、保健福祉課の体制としましては、課の中に社会福祉業務、それから総合ケアセンターの障がい、高齢、介護保険。

子ども未来課につきましては､児童保育､児童福祉とそれから子育て支援担当を今、予定をしております。

業務ですけども、業務内容としましては、現在の保健福祉課児童福祉で所管している業務のほか、教育委員会で所管しております子ども施策関連の業務の一部、社会教育のほうで担当しております学童保育所、あるいは勇足地区放課後子ども教室、それから子ども会の関係、幼稚園の関係等の業務を一部所管がえを行い、幼児から青少年までの一貫した政策の実現を目指したいというふうに考えております。以上です。

○議長（方川一郎君）　ほかに。

阿保静夫君。

○１０番（阿保静夫君）　行政報告で詳しく述べられている部分なのですが、今ある保健福祉課の本庁舎にある部分ですね、担当は多分、高齢者の関係とか今で言えば福祉灯油何かも扱っていますよね。それから臨時窓口を設けると書いてある生活保護関係何かも今の一階の部署だと思うのですけど、詳しくそれ以外にも幾つかの直接業務を担っていると思っていますけども、ですから今説明いただいた分野で言うと生活保護の担当の臨時窓口は置いておくけれども、その他の業務は全部、太陽の丘のほうに移るというふうに解釈したのですけども、そういう解釈でいいかどうかをまず伺うと同時に、心配なのは、やはり役場のいろんな業務というのは人口密集の中心にあったほうが住民からみれば行きやすいというか便利だということですから、生活保護関係は臨時窓口を置くということはわかったのですけれども、例えば今で言えば、例を上げれば福祉灯油の部門がもし来年もやるとなれば今度向こうに、太陽の丘のほうに申請しなければならないというようなことになるのかなと。そのときに、大体対象者は高齢者の方が多いと思うのです。ですから、交通手段とか足の問題とかが出てくるのかと。やはりちょっと不便になるのかなというふうに、そこを心配してあえて伺うわけですけども、その辺については、どういう考え方なのを伺いたいと思います。

○議長（方川一郎君）　答弁、吉井保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉井勝彦君）　お答をします。

生活保護を担当しております社会福祉担当業務は、総合ケアセンターのほうへ移動します。総合ケアセンターのほうで、統合することによって生活困窮者、あるいは独居高齢者、障害者等を相談に広く対応することができるということで、同じフロアで業務を進めることで福祉部門の連携強化が図られるというふうに今、考えております。

生活保護の支給につきましては、行政報告でもさせていただいておりますけども３日間程度、庁舎内に臨時窓口を開設して、できるだけ町民の皆様には負担をかけないように対応をしていきたいというふうに考えておりますし、これからＰＲもしていかなければならないと思います。ただ、どうしても来られないという方につきましては、今も例えばケアセンターのほうで、役場のほうに来られて、ケアセンターまで行けないという方につきましては、役場からケアセンターのほうにつないでいただいて、担当職員が役場に出向くなどの対応もしております。そういったことで、横の連携、役場の中の連携もとりながらですね、必要であれば担当職員が出向くなどして臨機応変に対応して、町民の皆様にはできるだけ不便をかけないようにしていきたいというふうに考えておりますので御理解をお願いいたします。

○議長（方川一郎君）　阿保静夫君。

○１０番（阿保静夫君）　必要であれば担当の方が本庁舎のほうに見えられるという対応も考えているということなのですが、どうしてもこの体制が変わったら住民の中にはすぐわからないというか対応できないで、ずっとまた役場１階に来るということも、これからはやはりあると思うので、しばらくの間はそういうことにも対応していく体制も置くべきかというふうに思いますし、あと今、生活保護の臨時窓口については月に３日程度という意味なのでしょうか。３日間とちょっと聞こえたのですけども、常駐ではなくて日にちとか曜日とか決める対応になるのかどうか、そこも伺いたいと思います。

○議長（方川一郎君）　答弁、吉井保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉井勝彦君）　お答をします。

議員おっしゃるように、最初のうちはやはり慣れないと思いますので、丁寧な対応も必要だと思いますし、ＰＲも十分にしていきたいというふうに考えております。先に、生活保護の給付の関係ですけども、大体、今までの例をみますと、３日間程度で終了するようにしますので、３日間程度は役場庁舎内に臨時窓口を開設して、支給日が毎月決まっておりますので、その日にあわせて３日間程度、臨時窓口を開設して対応していきたいというふうに考えておりますし、対象者には、案内の中に周知をしていきたいというふうに考えております。

○議長（方川一郎君）　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第４号本別町役場課設置条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第４号本別町役場課設置条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第９　議案第５号

○議長（方川一郎君）　日程第９　議案第５号本別町使用料条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君）　議案第５号本別町使用料条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

義経の里パークゴルフ場の使用料につきましては、これまで、行政改革推進本部使用料等検討部会及び本別公園のあり方検討会において協議を進めてきておりましたが、今回、本別公園全体の今後を見据えた中で、本別公園の入り込み増、観光振興と地域の高齢者や町民の皆さんのさらなる健康増進を図るため、使用料を無料とすることとなり、使用料条例から義経の里パークゴルフ場の使用料を削除するため、条例を改正する必要が生じたので提案するものであります。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。

なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町使用料条例の一部を改正する条例。

本別町使用料条例（平成１７年条例第８号）の一部を次のように改正する。

別表第７中、「一日券、本別公園、パークゴルフ場義経の里コース、総合運動公園、太陽の丘パークゴルフ場、パークゴルフ、２００」を「一日券、総合運動公園、太陽の丘パークゴルフ場、パークゴルフ、２００」に改める。

別表第２７中、「太陽の丘パークゴルフ場、義経の里パークゴルフ場、シーズン券、1月券、５，０００、１，０００、両施設とも利用可」を「太陽の丘パークゴルフ場、シーズン券、1月券、５，０００、１，０００」に改める。

附則。

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

以上、議案第５号本別町使用料条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君）　これから、質疑を行います。

小笠原良美君。

○５番（小笠原良美君）　この条例の改正に当たって提案理由が述べられておりますが、このような形で議会側からも再三にわたって、その義経の里のパークゴルフ場については考えるべきではないかというような提案をしてきたところでありますけれども、今ここで、その入込数の増を図るためとか、それから町民の皆さんの健康を増進を図るためということですけれども、入込数をどのくらい増するというふうに見込んでおられるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（方川一郎君）　答弁、川本企画振興課長。

○企画振興課長（川本秀二君）　お答をさせていただきます。

本別公園につきましては、ここ数年前からかなり公園全体で入り込みが減をしていたという状況が実はございまして、議員の皆様からも御意見等も伺っていたところでございますけども、平成２１年から長寿命化計画で、公園内の設備を５年間かけて整備を終わらせてきております。２５年で終了したということでございますけども、２３年当時の数字を持ってございますけども､公園全体で７万６，０００人程度の入り込みをカウントをしてございましたけども、この間、整備を順次進めてきたことと、あと、公園のＰＲを十勝、帯広管内にこの間、２４年、２５年と２カ年かけましてフリーペーパーだとか、いろんなテレビ、それからラジオ等を含めてＰＲ活動を行ってきたということもございまして、２５年で１０万人を超えることができました。そういった意味では、設備のいろんな改修等もあわせてきたことと、ＰＲがうまくマッチしたことで、おかげさまで約３０パーセント以上の入り込みをふやすことができてきておりますので、今後もＰＲ含めて２５年で、御所の改修だとかいろんな部分やってきてございますので、引き続き本別公園のＰＲを重点的に行っていきたいなというふうに思ってございますし、本別公園に入ってくるということが道の駅や町の商店街にもお客さんが入ってくるということでありますので、経済効果も非常に大きいというふうに我々も受けとめておりますから、今後も目標値を幾らというふうには設定はしてございませんけども、何とか毎年ふやしていけるような形で我々も努力はしてまいりたいというふうに思ってございますので、そういう意味では、その中の一つの施設として、パークゴルフ場も今まではなかなかキャンプに来たりいろんな部分で、朝早くとかそういう部分では使いきれなかったパークゴルフ場が今度、自由に使えるようになりますので、そういった意味では施設の充実も、また利用者の充実も図れるのかな

と考えているところでございます。以上です。

○議長（方川一郎君）　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第５号本別町使用料条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第５号本別町使用料条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１０　議案第６号

○議長（方川一郎君）　日程第１０　議案第６号本別町立へき地保育所条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

吉井保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉井勝彦君）　議案第６号本別町立へき地保育所条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの改正につきましては、本町独自の子育て支援策の一つとして、保育料の負担軽減の拡大を図るもので、条例の一部改正が必要となりましたので提案するものでございます。

改正の内容ですが、現在の保育料は、負担軽減措置として、同一世帯から２人以上の児童が同時入所の場合、１人目は基準額の全額、２人目は半額、３人目以降の児童につきましては無料としておりますが、改正後は、満１８歳に達する年度末までの子を３人以上扶養している場合、同時入所に関わらず３人目以降の児童の保育料を全額無料にする制度で、子育て世代に係る経済的負担を軽減することで、３人目以降の出生率の向上を目指し安心して子どもを生み、仕事と子育てのできる環境を整えることで少子化対策と本町独自の子育て支援の充実を図るものであります。

それでは、改正条文の朗読により提案理由の説明にかえさせていただきます。

なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町立へき地保育所条例の一部を改正する条例。

本別町立へき地保育所条例（昭和４０年条例第３２号）の一部を次のように改正する。

別表備考に次のように加える。

第６項、第２階層から第６階層までの世帯であって、満１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子を３人以上扶養している場合においては、その３人目以降の児童の徴収額は無料とする。

第１子、第２子の考え方につきましては、年齢や仕事などさまざまなケースが考えられますけれども一定の基準が必要と考え、管内の状況や児童手当の考え方から、満１８歳に達する日以後最初の３月３１日までの間にある扶養されている児童を対象としております。

附則。

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

以上で、議案第６号本別町立へき地保育所条例の一部改正につきましての説明とさせていただきます。

よろしく、御審議のほどお願いいたします。

○議長（方川一郎君）　これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第６号本別町立へき地保育所条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第６号本別町立へき地保育所条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１１　議案第７号

○議長（方川一郎君）　日程第１１　議案第７号本別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

千葉住民課長。

○住民課長（千葉輝男君）　議案第７号本別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正につきまして、提案内容の説明をさせていただきます。

今回の改正は、消費税及び地方消費税の税率改正に伴い、し尿等処理手数料を改正する必要が生じたため提案するものでございます。

それでは、改正条文を朗読させていただきます。

なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

本別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。

本別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成１４年条例第２３号）の一部を次のように改正する。

別表中、「し尿等処理手数料、基本料金、４００リットルまで、２，２００円、超過料金、４００リットルを超える場合１０リットルにつき５５円。特殊料金、凍結等により吸引不能の場合、上記手数料に５割加算したものとする。（１円未満切り捨て）」を「し尿等処理手数料、基本料金、４００リットルまで、２，２６０円、超過料金、４００リットルを超える場合１０リットルにつき５６円５０銭。特殊料金、凍結等により吸引不能の場合、上記手数料に５割加算したものとする。（１円未満切り捨て）」に改める。

附則。

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

以上、議案第７号本別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君）　これから、質疑を行います。

阿保静夫君。

○１０番（阿保静夫君）　先ほど行政報告で、ごみ処理手数料について池北三町行政事務組合では、２７年１０月にあわせて検討をするという報告だったと思います。

私の理解の中では、し尿処理に関しても三町事務組合だったのではないかというふうに思うのですけども、その部分の説明を伺いたいというふうに思います。

それから、納税義務、消費税法は決められましたけども、納税義務があるかないかという判断がどうなのかなというのが伺いたい部分です。よろしくお願いします。

○議長（方川一郎君）　答弁、千葉住民課長。

○住民課長（千葉輝男君）　お答えいたします。

行政報告で申し上げました部分については、ごみ袋の部分でございまして、それを三町、足並みそろえて２７年１０月から実施していきたいというような考えを持っております。

し尿につきましては、三町のうち、本別町だけが直接、帯広の中島処理場に持って

行っていまして、足寄、陸別につきましては、足寄町の、昔、本別町も持って行っていましたけども、そちらのほうに運んでおりまして、料金は統一してございません。

それから納税義務の関係ということですが、この料金はですね、町内に今、汲み取り業者２業者ございますけど、その業者と受益者との間でのお金のやり取りになりますので、そして今回上げた部分につきましては、事業者も燃料代ですとか、さまざまな経費に消費税分が影響してくるということを考慮いたしまして、消費税アップ分を転嫁させていただくものでございます。

○議長（方川一郎君）　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第７号本別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第７号本別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１２　議案第８号

○議長（方川一郎君）　日程第１２　議案第８号本別町営農用水道条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

能祖建設水道課長。

○建設水道課長（能祖　豊君）　議案第８号本別町営農用水道条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

行政報告でも説明がありましたが、消費税及び地方消費税の税率の改正に伴い、営農用水道の水道料金を改正する必要が生じたので本条例を提案するものであります。それでは改正条文により説明をさせていただきます。

なお、括弧書き等の朗読は省略させていただきます。

本別町営農用水道条例の一部を改正する条例。

本別町営農用水道条例（平成３年条例第２０号）の一部を次のように改正する。

別表中、「区分、基本水量、基本料金（税込)、超過料金（１立方メートル当たり・税込)、家事用（1)、８立方メートル、１，７７７円、２０１円、家事用（２)、８立方メートル、１，１８４円、２０１円、家事・営農兼用、８立方メートル、１，７７７円、２０１円、ただし、超過水量が７立方メートルを超える量については、１２６円、業務用、１５立方メートル、３，６９５円、２４３円、営農用、１立方メートル当たり、１２６円、臨時用、１立方メートル当たり、４５８円」を「区分、基本水量、基本料金（税込)、超過料金（１立方メートル当たり・税込)、家事用（1)、８立方メートル、１，８２７円、２０６円、家事用（２)、８立方メートル、１，２１８円、２０６円、家事・営農兼用、８立方メートル、１，８２７円、２０６円、ただし、超過水量が７立方メートルを超える量については、１２９円、業務用、１５立方メートル、３，８００円、２４９円、営農用、１立方メートル当たり、１２９円、臨時用、１立方メートル当たり、４７１円」に改めるものであります。

附則。

施行期日。

第１項、この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

経過措置。

第２項、改正後の本別町営農用水道条例第４条の規定は、平成２６年６月分として徴収する料金から適用し、同月前の料金については、なお従前の例による。

第２項につきましては、施行日前から継続して供給される料金につきましては、税制抜本改革法附則第５条第２項の規定により、旧税率を適用する経過措置が設けられておりますことから、本町の場合、５月検針の６月分として徴収する料金から適用するものです。

以上、議案第８号本別町営農用水道条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（方川一郎君）　これから、質疑を行います。

阿保静夫君。

○１０番（阿保静夫君）　このあと、各料金関係で提案される中身と共通の話しなものですから、ここでちょっと代表的な聞き方を伺います。

影響額について説明の時に、説明をしていただきたいというのが１点で、この部分の影響額はいくらでしょうか。試算があれば伺いたいと思います。

それから、これはここの部分だけでもいいのですけども、先ほど申し上げました、行政報告で納税事業者であるということは明確にうたっていますので、そのとおりだというふうに思いますけれども、消費税法の中身で、納税義務について明確に述べられていないふうに私は解釈しているのですけども、例えば消費税が始まったときに、

そのときにすぐ、あのころはまだ営農用水なかったので簡易水道料金とかが、年遅れて確か転嫁されたような気がするのですよね。だから、税法上を明確に課税をするということが書かれての指導なのかどうか、その点をちょっと確認したいというふうに思います。

ほかの町の例では経費で、要するに消費税を徴収しなければ徴収しなかった分と、それから納税義務だから払わなければならないということで、行きと帰りで倍の消費税分が、もし掛けないとすれば経費になってしまうような形になると思うのです。そういう議論もされているところもあるようなのですけども、営農用水事業や水道事業をみると経費に参入する余裕はないかなというふうに思いながら見てはいますけども、その辺の解釈を改めて伺いたいと思います。この部分で、ほかのところも同じような内容で伺いたいとは思っていますけども、代表的な箇所になるかと思いますので、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（方川一郎君）　答弁、能祖建設水道課長。

○建設水道課長（能祖　豊君）　まず、第１点目の営農用水の影響額でございますが、これは勇足西１に給水しております水道でございまして、影響額につきましては４万６，０００円、これは平成２５年の予算ベースでございます。

あと、納税義務ということでございますが、水道事業、企業会計につきましては、簡水関係も同じでございますが納税義務がございます。ただ、この営農用水につきましては、一般会計で経理しておりますので、納税義務というか、そういう部分はございませんけども、簡水会計と同じ料金体系をとってございますので、本別町民、水道料金同じということで、上水も簡水も今後、足並みをそろえるという観点から申しましてこの部分につきましても、簡水会計と同じような料金体系を設定をいたしまして、消費税の分も転嫁をするような形で計画をしております。

○議長（方川一郎君）　阿保静夫君。

○１０番（阿保静夫君）　わかりましたけれども、条文として、企業会計として、消費税の納税義務があるというような、そういう条文というか文章的なものあるのでしょうか。

納税事業者というふうに定められているということは行政報告でも言ったとおりで、そのとおりだというふうに解釈していますけども、消費税を納税しなければならないというような、そういう明文化されたものというのは、水道事業とか下水道事業とか、いわゆる企業会計、あるいは先ほどでは特別会計の中身にも、そういう対応するという、その対応そのものをよく理解しているつもりですけども、そもそも論として、そこの部分は根拠法としてあるのかどうなのかを伺いたいと思います。

○議長（方川一郎君）　答弁、砂原副町長。

○副町長（砂原　勝君）　企業会計、特別会計については御指摘のとおりでございます。そして一般会計が所管としている部分、この部分については、仕入れに対して消

費税がかなり影響してきますから、それを転嫁しなさいということになっておりまして、一般会計は納税義務はありません、ということになります。ただ、その場合の仕入れの計算方法で、みなしの規定がございまして、それは適用される特例ということで、では１．８なのか２．５なのか一回一回精算するのではなくて、３パーセントを経費としてみなすことはできますよという規定がございます。そして、ほかの同じ水を利用していただいて片方３パーセント、これは課税義務がありますから収入に３パーセントが基本ですから上がっている。そして、同じ水を、今営農用水や何か含めて水道、水を一本化しようと、料金を。そういう方向で今、３回ないし４回で追いつこうということで改定してございますから、そういう意味で今、課長が申し上げたように３パーセントを基本にして､みなして料金改定を行っているということでございます。以上でございます。

○議長（方川一郎君）　阿保静夫君。

○１０番（阿保静夫君）　考え方はよくわかっているつもりですが､税法上の決めは、納税義務ということが明文化はされていないのかなと｡ただ､今言われていることは、必ず転嫁してくださいということで多分言われていると思いますし、転嫁した以上は納税するということになるというふうに思うのですけども。なかなかないのですけども､その経費として吸収するという考え方もあるというふうに聞いていますし､本町、は調べ切れなかったのですけど消費税が始まったときには、すぐは確か課税してなかったように思うのです。それは本町の努力があったとは思いますけども、一定の期間も必要だろうからそうしたのかもわかりませんけども、ということですから、納税義務の部分をどう捉えているのかを、一般的には消費税が新しい税率になったから、その分今まで納税しているのだからしなくてはならないというのは、それは、そういう考えはわかるのですけども、明文化されたものがないのではないかというふうに思うものですから、もしその部分がそういう指導の部分であったのかどうなのかを伺いたいと思います。

○議長（方川一郎君）　答弁、能祖建設水道課長。

○建設水道課長（能祖　豊君）　明文化については、ちょっと私、そこまで存じませんが、例えば水道の企業会計につきましては、現に納税をしてございます。税務署のほうに、例えば工事費や何かにも当然消費税がかかりますし、それを水道使用については、仮受消費税として計算をして、今度、工事費だとか委託費だとか、物を買った場合に仮払消費税として計算をして、その仮受けと仮払いの関係でどうなるかということで、全部が全部、納税ということではございませんけども、その部分を計算をしまして納税をしてございます。

例えば今回、消費税を転嫁しない町村もございますけども、それにつきましては、形からいけば料金の値下げという、そういうような形だと思います。あくまでも納税については、うちのほうは税務署に納税をしてございますので。

簡水も同じでございます。一般会計につきましては、先ほど申しましたように納税義務がございませんので。ただ、料金体系の一本化ということで料金については同じような形態をとってございます。

○議長（方川一郎君）　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第８号本別町営農用水道条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第８号本別町営農用水道条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩宣告（午後　０時１１分）

再開宣告（午後　１時３０分）

○議長（方川一郎君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第１３　議案第９号

○議長（方川一郎君）　日程第１３　議案第９号本別町簡易水道条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

能祖建設水道課長。

○建設水道課長(能祖　豊君)　議案第９号本別町簡易水道条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

消費税及び地方消費税の税率の改正に伴い、簡易水道事業の水道料金を改正する必要が生じたので本条例を提案するものであります。

なお、簡易水道会計の影響額につきましては１１８万２，０００円でございます。

それでは改正条文により説明をさせていただきます。

なお、括弧書き等の朗読は省略させていただきます。

本別町簡易水道条例の一部を改正する条例。

本別町簡易水道条例（平成７年条例第１号）の一部を次のように改正する。

別表中「区分、基本水量、基本料金（税込)、超過料金（１立方メートル当たり・税込)、家事用（1)、８立方メートル、１，７７７円、２０１円、家事用（２)、８立方メートル、１，１８４円、２０１円、家事・営農兼用、８立方メートル、１，７７７円、２０１円、ただし、超過水量が７立方メートルを超える量については、１２６円、業務用、１５立方メートル、３，６９５円、２４３円、営農用、１立方メートル当たり、１２６円、臨時用、１立方メートル当たり、４５８円」を「区分、基本水量、基本料金（税込)、超過料金（１立方メートル当たり・税込)、家事用（1)、８立方メートル、１，８２７円、２０６円、家事用（２)、８立方メートル、１，２１８円、２０６円、家事・営農兼用、８立方メートル、１，８２７円、２０６円、ただし、超過水量が７立方メートルを超える量については、１２９円、業務用、１５立方メートル、３，８００円、２４９円、営農用、１立方メートル当たり、１２９円、臨時用、１立方メートル当たり、４７１円」に改めるものであります。

附則。

施行期日。

第１項、この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

経過措置。

第２項、改正後の本別町簡易水道条例第５条の規定は、平成２６年６月分として徴収する水道料金から適用し、同月前の水道料金については、なお従前の例による。

以上、議案第９号本別町簡易水道条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（方川一郎君）　これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第９号本別町簡易水道条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第９号本別町簡易水道条例の一部改正については、原案のとおり

可決されました。

◎日程第１４　議案第１０号

○議長（方川一郎君）　日程第１４　議案第１０号本別町公共下水道条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

能祖建設水道課長。

○建設水道課長（能祖　豊君）　議案第１０号本別町公共下水道条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

消費税及び地方消費税の税率の改正に伴い、公共下水道の使用料を改正する必要が生じたので本条例を提案するものであります。

なお、公共下水道会計の影響額は１９７万３，０００円でございます。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。

なお、括弧書き等の朗読は省略させていただきます。

本別町公共下水道条例の一部を改正する条例。

本別町公共下水道条例（平成元年条例第３０号）の一部を次のように改正する。

第１５条第１項の表、一般の汚水の項、基本料金（税込）の欄中「１，２４７円」を「１，２８２円」に改め、同項超過料金（１立方メートル当たり・税込）欄中「１５８円」を「１６２円」に改め、同表、公衆浴場の汚水の項、基本料金（税込）の欄中「３，４０２円」を「３，４９９円」に改めるものであります。

附則。

施行期日。

第１項、この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

経過措置。

第２項、改正後の本別町公共下水道条例第１５条第１項の規定は、平成２６年６月分として徴収する使用料から適用し、同月前の使用料については、なお従前の例による。

以上、議案第１０号本別町公共下水道条例の一部改正について、提案説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（方川一郎君）　これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第１０号本別町公共下水道条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第１０号本別町公共下水道条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１５　議案第１１号

○議長（方川一郎君）　日程第１５　議案第１１号本別町個別排水処理施設条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

能祖建設水道課長。

○建設水道課長（能祖　豊君）　議案第１１号本別町個別排水処理施設条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

消費税及び地方消費税の税率の改正に伴い、個別排水処理施設の使用料を改正する必要が生じたので本条例を提案するものであります。

なお、個別排水処理施設の影響額は２８万７，０００円でございます。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。

括弧書き等の朗読は省略させていただきます。

本別町個別排水処理施設条例の一部を改正する条例。

本別町個別排水処理施設条例（平成１０年条例第２６号）の一部を次のように改正する。

別表中「浄化槽の規模、使用料（月額・税込）、５人槽、３，０９５円、６人槽、３，４９０円、７人槽、３，８７２円、８人槽、４，２４３円、１０人槽、５，０２０円、１１人槽以上、１０人槽の使用料に１人増すごとに４２０円を加算した額」を「浄化槽の規模、使用料（月額・税込）、５人槽、３，１８３円、６人槽、３，５８９円、７人槽、３，９８２円、８人槽、４，３６４円、１０人槽、５，１６３円、１１人槽以上、１０人槽の使用料に１人増すごとに４３２円を加算した額」に改めるものであります。

附則。

施行期日。

第１項、この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

経過措置。

第２項、改正後の本別町個別排水処理施設条例第５条第１項の規定は、平成２６年

６月分として徴収する使用料から適用し、同月前の使用料については、なお従前の例による。

以上、議案第１１号本別町個別排水処理施設条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（方川一郎君）　これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第１１号本別町個別排水処理施設条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第１１号本別町個別排水処理施設条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１６　議案第１２号

○議長（方川一郎君）　日程第１６　議案第１２号本別町水道事業給水条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

能祖建設水道課長。

○建設水道課長（能祖　豊君）　議案第１２号本別町水道事業給水条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

消費税及び地方消費税の税率の改正に伴い、水道事業の水道料金を改正する必要が生じたので本条例を提案するものであります。

なお、水道事業の影響額は３８０万円でございます。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。

括弧書き等の朗読は省略させていただきます。

本別町水道事業給水条例の一部を改正する条例。

本別町水道事業給水条例（平成１０年条例第１０号）の一部を次のように改正する。

別表中「区分、基本水量、基本料金（税込)、超過料金（１立方メートル当たり・税込)、家事用（1)、８立方メートル、１，７７７円、２３９円、家事用（２)、８立方メートル、１，１８４円、２３９円、家事・営農兼用、８立方メートル、１，７７７円、２３９円、ただし、超過水量が７立方メートルを超える量については、１２６円、業務用、１５立方メートル、４，０８８円、２８３円、工業用、４０立方メートル、１万８０５円、２８３円、浴場用、１００立方メートル、１万８０５円、１０９円、営農用、１立方メートル当たり、１２６円、臨時用、１立方メートル当たり、５５５円」を「区分、基本水量、基本料金（税込)、超過料金（１立方メートル当たり・税込)、家事用（1)、８立方メートル、１，８２７円、２４５円、家事用（２)、８立方メートル、１，２１８円、２４５円、家事・営農兼用、８立方メートル、１，８２７円、２４５円、ただし、超過水量が７立方メートルを超える量については、１２９円、業務用、１５立方メートル、４，２０４円、２９１円、工業用、４０立方メートル、１万１，１１３円、２９１円、浴場用、１００立方メートル、１万１，１１３円、１１２円、営農用、１立方メートル当たり、１２９円、臨時用、１立方メートル当たり、５７０円」に改めるものであります。

附則。

施行期日。

第１項、この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

経過措置。

第２項、改正後の本別町水道事業給水条例第２３条の規定は、平成２６年６月分として徴収する料金から適用し、同月前の料金については、なお従前の例による。

以上、議案第１２号本別町水道事業給水条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（方川一郎君）　これから、質疑を行います。

高橋利勝君。

○９番（高橋利勝君）　確認の意味も含めてお聞きしたいのですけど、前の下水道含めて上下水道の料金は経営全般に渡って厳しいので、将来的には見直さなければいけないというふうに、この場で答弁されてきたのですけども、今回の改正については、あくまでも消費税増税分だけで、この後にそういったその後の考え方というのは、見直しという部分では変わりはないのかどうか、その辺について、お伺いします。

○議長（方川一郎君）　答弁、能祖建設水道課長。

○建設水道課長（能祖　豊君）　質問のとおりでございまして、今回については消費税分のみの改定でございます。

それで、次回ですけども予定といたしましては、平成２８年に水道料金の一本化ということで上水料金に、簡易水道料金を合わせるということで考えてございます。以

上でございます。

○議長（方川一郎君）　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第１２号本別町水道事業給水条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第１２号本別町水道事業給水条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１７　議案第１３号

○議長（方川一郎君）　日程第１７　議案第１３号本別町国民健康保険病院使用料及び手数料徴収条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

毛利国保病院事務長。

○国保病院事務長（毛利俊夫君）　議案第１３号本別町国民健康保険病院使用料及び手数料徴収条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、消費税及び地方消費税の改正に伴い、課税扱いとなっております現行の使用料及び手数料、いわゆる自費料金等について、消費税率の改定分に係る改正、及び生命保険に関する診断書の料金改定の実施を行い、料金区分を普通のもから複雑なものへと変更するため、条例改正を提案するものでございます。

なお、生命保険に関する診断書料金の改正につきましては、管内の公立病院及び帯広市内の基幹病院の料金との均衡を勘案し改正するもので、料金区分を現行、普通のもの、３，１５０円から、改正後、複雑なもの、５，４００円に変更するものでございます。

今回の提案内容につきましては、使用料等審議会の答申をいただいておりますとともに、１月３０日開催いたしました病院運営モニター会議におきましても、内容を御説明させていただいているところでございます。

それでは、改正条文を説明させていただきます。

なお、条文中の括弧の朗読は省略させていただきます。

本別町国民健康保険病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例。

本別町国民健康保険病院使用料及び手数料徴収条例、昭和５６年条例第１０号の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。別表第５条関係、使用料及び手数料、区分、使用料、特別室料、１人個室、金額２，１６０円（改正前は２，１００円）摘要は変更ございません。

死体検案料、簡単なもの、金額３，２４０円（改正前は３，１５０円)、その下段、複雑なもの、６，４８０円（改正前は６，３００円)、摘要は変更ありません。

自動車使用料、金額１回当たり、町内５２０円（改正前は５００円）町外６２０円（改正前は６００円)、摘要は変更ありません。

次に、特別長期入院料、1 日につき、厚生労働大臣が定める通算対象入院料に相当する点数に１００分の１５を乗じて得た点数に１０円を乗じて得た額、金額及び摘要は変更ありません。

次に区分、手数料等、診断料、診断に当たり必要な検査に要する料金は第３条に基づき加算する、は変更ありません。

その下、普通のもの、金額２，１６０円（改正前２，１００円)、摘要は変更ありません。

特別なもの、金額３，２４０円（改正前３，１５０円)、摘要は変更ありません。

文書料、診断書、金額２，１６０円（改正前２，１００円)、摘要は変更ありません。その他の文書、簡単なもの、金額１，０８０円（改正前１，０５０円)、摘要は変更ありません。

次に、普通のもの、金額３，２４０円（改正前３，１５０円)、摘要につきましては、今回、「生命保険」を削除し、改正後を「年金、身体障害者に係る傷病及び死亡診断書、その他上記以外の文書料で普通なもの」とするものでございます。

その下、複雑なもの、金額５，４００円（改正前５，２５０円)、摘要につきましては、「生命保険に関する診断書」を加え、改正後「交通事故に関する診断書、生命保険に関する診断書、裁判用診断書、交通事故に関する諸証明、その他上記以外の文書料で複雑なもの」とするものです。

診療報酬明細、金額５，４００円（改正前５，２５０円)、摘要は変更ありません。

附則。

施行期日。

第１項、この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

経過措置。

第２項、この条例の施行日前に行われた診療等に係る使用料及び手数料については、なお従前の例による。

以上、本別町国民健康保険病院使用料及び手数料徴収条例の一部改正について、説明させていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（方川一郎君）　これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第１３号本別町国民健康保険病院使用料及び手数料徴収条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第１３号本別町国民健康保険病院使用料及び手数料徴収条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１８　議案第１４号

○議長（方川一郎君）　日程第１８　議案第１４号町有バス運行に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

能祖建設水道課長。

○建設水道課長（能祖　豊君）　議案第１４号町有バス運行に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本別町立仙美里中学校統合等に伴うスクールバス路線の変更により、町有バス路線の見直しも必要となったため、路線名、運行区間及び運賃表を改正する必要が生じたので、本条例の改正を提案するものであります。

路線ごとに説明をさせていただきます。

別添の議案説明資料を御覧ください。

１枚目のバス運賃表、負箙線でございますが、始発バス停留所の変更及び運行経路の一部が変更になるため、バス停留所も１６カ所から１８カ所になっております。

次の追名牛線は、美里別高東線から路線名を変更し、始発バス停留所の変更及び運行経路の一部が変更になるため、バス停留所も６カ所から９カ所になっております。

次の新生清里線は、新生線から路線名を変更し、始発バス停留所の変更及び運行経路の一部が変更になるため、バス停留所も１５カ所から１６カ所になっております。

次の押帯線につきましては、始発バス停留所の変更及び運行経路の一部が変更になるため、バス停留所も１４カ所から２１カ所になっております。

次の美里別西線は美里別線から路線名を変更し、始発バス停留所の変更及び運行経路の一部が変更になるため、バス停留所も１５カ所から１８カ所になっております。

次の美蘭別線につきましては、運行経路の一部が変更になるため、バス停留所も１８カ所から２０カ所になっております。

次の美里別中線は、今回の仙美里中学校統合により、新路線として運行し、バス停留所は１７カ所になっております。

このため、町有バス路線は６路線から７路線になります。

路線図及びバス停留所の位置については、料金表のあとに添付しております。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。

なお、別表バス運賃表及び括弧書き等の朗読は省略させていただきます。

町有バス運行に関する条例の一部を改正する条例。

町有バス運行に関する条例（昭和５０年条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第８０条ただし書」を「第７８条第１項第２号」に改める。

第２条の表を次のように改める。

路線名、負箙線。運行区間、チエトイ１、負箙２、本別市街。

追名牛線。木札内、追名牛、本別市街。

新生清里線。活込、新生、清里、仙美里市街、本別市街。

押帯線。押帯、上押帯、勇足元町、本別市街。

美里別西線。活込、美里別西上、美里別西中、本別市街。

美蘭別線。勇足西５、美蘭別、勇足元町、勇足西１、本別市街。

美里別中線。拓農、美里別東中、西仙美里、美里別高東、本別市街。

別表を次のように改める。

別表（第３条第２項関係）は別添にございます。

附則。

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

以上、町有バス運行に関する条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（方川一郎君）　これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第１４号町有バス運行に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第１４号町有バス運行に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１９　議案第１５号

○議長（方川一郎君）　日程第１９　議案第１５号非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

○総務課長（大和田収君）　議案第１５号非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、条例を改正する必要が生じましたので提案するものでございます。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。

なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例。

非常勤職員の報酬及び費用弁償条例（昭和４６年条例第４号）の一部を次のように改正する。

第２条第７号及び別表１の７の項中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

附則。

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

以上、議案第１５号非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（方川一郎君）　これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第１５号非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第１５号非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第２０　議案第１６号

○議長（方川一郎君）　日程第２０　議案第１６号十勝東北部障害程度区分判定審査会共同設置規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

吉井保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉井勝彦君）　議案第１６号十勝東北部障害程度区分判定審査会共同設置規約の変更につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの改正は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、十勝東北部障害程度区分判定審査会共同設置規約の変更の協議について、地方自治法第２５２条の７第３項の規定において準用する同法第２５２条の２第３項の規定により、議会の議決が必要となりましたので提案するものであります。

それでは、改正条文の朗読により提案理由の説明にかえさせていただきます。

なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

十勝東北部障害程度区分判定審査会共同設置規約の一部を変更する規約。

十勝東北部障害程度区分判定審査会共同設置規約の一部を次のように変更する。

題名中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

第１条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第２条中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

附則。

この規約は、平成２６年４月１日から施行する。

以上で、議案第１６号十勝東北部障害程度区分判定審査会共同設置規約の一部を変更する規約につきましての説明とさせていただきます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（方川一郎君）　これから、質疑を行います。

高橋利勝君。

○９番（高橋利勝君）　第１条中の障害者自立支援法を障害者日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改めるということで、障害者自立支援法というのは大変短いのですが、この新たな法律は大変長いわけでして、それぞれ規約とか条例とかにはですね、こういった正式な名称を使うことになると思いますが、略称として確か、障害者総合支援法というような略称を資料とか、そういういろんな、我々が今後、議会の中でもそうですが、そういう障害者総合支援法というのを使用していいのかどうか、その辺のところをお伺いをしたいと思います。

○議長（方川一郎君）　答弁、吉井保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉井勝彦君）　お答をします。

正式には、この名称ですけども略称といいますか、長い文ということで障害者総合支援法という言葉は通常使っております。

議員おっしゃるとおり、使ってよろしいと思います。以上です。

○議長（方川一郎君）　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第１６号十勝東北部障害程度区分判定審査会共同設置規約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第１６号十勝東北部障害程度区分判定審査会共同設置規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（方川一郎君）　これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成２６年第１回本別町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会宣告（午後　２時　８分）

地方自治法第１２５条第２項の規定により署名する。

平成２６年　２月　６日

議　　長　　方　川　一　郎

署名議員　　阿　保　静　夫

署名議員　　方　川　英　一

署名議員　　黒　山　久　男